

事務所通信 リソース

3月号 VOL. 45

税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : cyuou@csk-i.com



いつもお世話になります。「お昼の顔」として一世を風靡した『笑っていいとも!』が3月いっぱいまで32年の歴史に幕を下ろします。司会のタモリさんは他にも長寿番組を持っていますが、秘訣は「番組に関する反省を一切しないこと」だとか。好きな言葉は「適当」と言い切るタモリ流の仕事術、なかなか奥が深いです。

【NISA】のなつ星

NISA（ニーサ）とは、2014年1月から導入された少額投資非課税制度のことで、上場株式や公募株式投資信託などの配当や譲渡益の一定額を非課税にするという制度です。具体的には、毎年100万円までの新規購入分を対象に、その配当や譲渡益が最長5年間非課税になります。この制度が利用できるのは20歳以上の日本国内居住者で、一人につき1口座しか開設することができません。

例えば、A銀行に口座を開設した場合は、異なる金融機関であってもB証券には開設できません。



□口座開設可能期間は2014年から2023年までの10年間になります。なお、現在のところ一度、□座を開設すると最長4年間は別の金融機関への変更や開設することはできません。金融機関によって扱う金融商品や手数料が違ったため、□座を開設する金融機関を決める際には十分に検討したいですね。また、上場株式などを売却して発生した譲渡損失については、他の特定口座や一般口座での譲渡益と損益通算することも繰越控除することもできます。

なお、今回の内容は2014年1月現在のものとなります。NISAは専用口座を開設する金融機関を毎年変更し□座を開く手続きの簡素化など、使いやすくなるための検討が現在も関係省庁で進められているので、今後も詳細が変更されていく可能性があります。

【高額でも半年先まで予約が埋まるほどの人気！】

『ななつ星 in 九州』は昨年10月に運行を開始した豪華寝台列車です。

3泊4日が2名で約80～140万円と高額ながら、半年先まで予約が埋まるほど大人気。木をふんだんに使用した車内は温かみがあり、宮内庁御用達のヒノキ工芸や有田焼の柿右衛門など、地元の伝統工芸を取り入れた超一流の「大人の空間」は日本のオリエント急行さながらです。観光列車でローカル線の需要を掘り起こしてきたJR九州。総工費30億円のななつ星がその集大成となるでしょうか。

JR北海道にも頑張ってもらいたいものです。



『アメリカ西海岸研修旅行』と『無言館展』

中央総合会計 代表税理士 井内 敏樹

2月下旬、中小企業家同友会旭川支部主催によるアメリカ研修旅行に行ってきました。ボーイング工場、マイクロソフト本社視察、スターバックス 1号店、コンピュータ歴史博物館、スタンフォード大学、ゲッティ美術館、旭川本社の家具メーカーであるカンディハウスのサンフランシスコのショールーム、フランクロイドライトをはじめとする著名設計者の建築物の見学等盛りだくさんの研修を通じて現存の世界の大きな流れの一部を感じ取ることができました。又、在カリフォルニアで活動されている道産子のメンバーとの交流もあり、大変刺激を受けてまいりました。

2月中旬より、長野県上田市の郊外の山の中にある戦没画学生慰霊美術館である無言館(むごんかんと読む)の展覧会が道立旭川美術館で開催されています。志半ばで絵筆を銃にかえて戦地に赴かなければならなかった画学生の無念と、最後まで芸術に情熱と夢を持ち続けた魂の叫びが見え聞こえてきます。これらの絵の前で私は足を止めさせられ、成し遂げられなかった“想い”、今まで何をしてきたのか、そして何をしなければならないのかを考えさせられます。何度でも行ってみる価値のある展覧会です。(私は長野の無言館に2度行ってきました。)

極東の日本の、さらに最北の島で経済活動をしている我々ですが、時には直接仕事に結びつかなくとも、広い視野で世界の流れを感じる必要があるのではないのでしょうか。又、限られた時間の中でしか活動できない限界を感じながらも、情熱と夢を持ち続ける事の大切さを感じるのも大切です。是非皆様もご体験下さい。

中小企業同友会の活動、無言館に興味のある方はご一報下さい。なお、無言館展の前売割引券 600円(当日 800円)当事務所にありますので、ご希望の方はご連絡下さい。

「ゴルフ会員権の売却損の損益通算廃止」



(平成26年4月1日以降売却分)

個人が有するゴルフ会員権等の売却損については、他の所得との損益通算は不可能となります。譲渡損が出るゴルフ会員権等を所有している場合には、早めの売却を検討する必要があります。なお、法人が所有するゴルフ会員権等は、引続き売却損を損金計上することができます。

「印紙税が変わります！ご注意ください！」

平成 26 年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書(領収書)」については、受取金額が**5万円未満**(現在3万円未満)のものについて非課税とされることとなりました。

又、「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置が**平成 30 年3月 31 日**まで延長されています。なお、今回の改正で「不動産の譲渡・建設工事の請負に関する契約書」の記載されている契約金額に応じ、範囲が拡大されましたので**4月以降**は確認が必要です。

当事務所の4月以降消費税につきましては**消費税 5%から 8%へ変更**させていただきます。(別紙のとおり)